

令和3年度保育料月額表

2号・3号認定用

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |   | 保 育 料 月 額 (単位:円)         |                    |                    |
|----------------------|---|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 階層区分                 | 定 義   | 3歳未満児                    |                    |                    |
|                      |   | 標準時間認定<br>(短時間認定)        |                    |                    |
|                      |   | 第1子                      | 第2子                | 第3子以降              |
| 第1                   | 生活保護法による被保護世帯等<br>(単給世帯を含む)   | 0<br>(0)                 | 0<br>(0)           | 0<br>(0)           |
| 第2                   | 第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間に<br>あつては、前年度分)の市町村民税非課税世帯                          | 0<br>(0)                 | 0<br>(0)           | 0<br>(0)           |
| 第3                   | 48,600円未満<br>ひとり親<br>世帯等  | 15,000<br>(14,700)       | 0<br>(0)           | 0<br>(0)           |
|                      |   | 0<br>(0)                 | 0<br>(0)           | 0<br>(0)           |
| 第4                   | 48,600円以上<br>77,101円未満<br>ひとり親<br>世帯等                                       | 23,000<br>(22,600)       | 0<br>(0)           | 0<br>(0)           |
|                      |   | 0<br>(0)                 | 0<br>(0)           | 0<br>(0)           |
| 第5                   | 第1階層及び第2階層を除き、当該年度(4月から8月までの間に<br>あつては、前年度分)の市町村民<br>税の所得割額が次の区分に該当す<br>る世帯 | 77,101円以上<br>97,000円未満   | 23,000<br>(22,600) | 0<br>(0)           |
|                      |   | 97,000円以上<br>120,000円未満  | 30,000<br>(29,400) | 0<br>(0)           |
| 第6                   | 120,000円以上<br>169,000円未満  | 36,000<br>(35,300)       | 0<br>(0)           | 0<br>(0)           |
| 第7                   |   | 169,000円以上<br>190,000円未満 | 44,000<br>(43,200) | 22,000<br>(21,600) |
| 第8                   | 190,000円以上<br>301,000円未満  | 50,000<br>(49,100)       | 25,000<br>(24,550) | 0<br>(0)           |
| 第9                   |   | 301,000円以上<br>320,000円未満 | 55,000<br>(54,000) | 27,500<br>(27,000) |
| 第10                  | 320,000円以上<br>397,000円未満  | 63,000<br>(61,900)       | 31,500<br>(30,950) | 0<br>(0)           |
| 第11                  |   | 397,000円以上               | 65,000<br>(63,800) | 32,500<br>(31,900) |

第3、第4階層のうち、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、多子を数える際に年齢制限がありません。  
市町村民税所得割額が57,700円以上の場合、保育所・こども園等に通っている兄・姉から順に数えます。  
(下記「多子の数え方」を参照)

多子の数え方

・多子の数え方は、保育所・こども園等<sup>\*</sup>に通っている兄・姉から数えます。小学生以上の兄・姉は数えません。ただし、第3、第4階層のうち、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、支給認定保護者と生計が同一に属する最年長の子どもから順に第1子・第2子と数えます。保育料は、第2子は第1子の半額、第3子以降は0円になります。

(例) 4人きょうだいの場合  
7歳(小学校) 数えない  
4歳(保育所) 第1子  
2歳(保育所) 第2子  
0歳(保育所) 第3子

市町村民税が57,700円未満の世帯で4人きょうだいの場合  
7歳(小学校) 第1子  
4歳(保育所) 第2子  
2歳(保育所) 第3子  
0歳(保育所) 第4子

<sup>\*</sup>「保育所・こども園等」は、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、地域型保育、特例保育、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設を指します。  
(認可外保育施設やインターナショナルスクール等は多子軽減算定の対象外となります。)

幼児教育・保育の無償化(令和元年10月から適用)

- ・3歳以上児の保育料を無償とする。(1号認定は満3歳から)
- ・市町村民税非課税世帯の保育料を無償とする。

ひとり親家庭等の保育料(令和3年4月から適用)

- ・児童の属する世帯が第3、第4階層のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満に認定された場合で、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)世帯等は、第1子の保育料を無償とする。

第2子の保育料無償化(令和3年4月から適用)

- ・市町村民税所得割額が169,000円未満の世帯は、第2子の保育料を無償とする。

その他留意事項

- ・同居の祖父母等がいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母等が家計の主宰者とみなされるため、祖父母等の収入により保育料を決定します。
- ・保育料の算出には、住宅借入金(取得)等特別控除、配当控除、外国税額控除等による控除等適用されない控除がありますので、ご留意願います。

<sup>\*</sup> 保育料の決定について(毎年9月が保育料の切り替え時期です。)

4月分から8月分は令和2年度の市町村民税の金額により決定し、9月分から翌年3月分は令和3年度の市町村民税の金額により決定します。

問合せ先: 香芝市役所 こども課 (Tel:0745-44-3336)